

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年5月24日

新型コロナ作業部会確認 令和3年5月25日

事業名 【コロナ対策経費】 出入国輸送

案件名 【コロナ対策経費】 東京オリンピック・パラリンピック競技大会公式到着出発地点及び乗換地点における出入国輸送支援及び専用車両の調達・運用・管理に関する業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考	
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 当該委託に係る経費負担は、大会関係者の出入国時において新型コロナウイルスへの感染防止対策として専用車両を調達するものであり、令和2年12月4日の合意に基づくが、執行にあたっての既存経費とコロナ経費の負担の按分は調整事項としている。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、組織委員会が大会関係者に係る輸送及びオペレーション等業務全般を担うこととなっている。 大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との調整など意見の反映が可能であり効率的である。 これまでも、大会関係者に係る業務は組織委員会が一括して実施してきており引き続き実施する方が効率的、効果的である。 		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、大会関係者の出入国時において、新型コロナウイルス感染防止策を実現するため、専用車両による輸送を行うものであり、不可欠な事業である。 新型コロナウイルス感染症対策調整会議において整理された中間整理に基づき「密閉・密集・密接の回避」の対策を実施するものであり、公共交通機関の不利用についてはプレイブックにも記載されている。 本委託は、入国後14日間経過しておらず公共交通機関を利用できない大会関係者を輸送するための専用車両を調達するものであり、新型コロナウイルス感染防止策を実現するために必要な内容であることを確認している。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格については、見積結果や公共設定単価との比較を行った上で、妥当性を確認した。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された仕様書、内訳書等により積算内容や金額等を確認し、納得性があると判断した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であるが、既存経費とコロナ経費の負担按分は調整事項としている。業務内容を精査の上、経費の妥当性を確認できた場合に、合意に基づき公費負担とする。 公費負担対象分については、精査を行った上で報告すること。 		